

## 子ども若者はぐくみ

本市では、平成 19 年に「京都市はぐくみ憲章」を制定し、その理念を踏まえ、京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望をもって成長し、まちに笑顔があふれる社会を目指しており、令和 6 年度末には「京都市はぐくみプラン〈2025-2029〉（京都市子ども・若者総合計画）」を策定しました。

子どもを地域の宝として大切にはぐくむ「はぐくみ文化」の下、全ての子ども・若者・子育て家庭の最善の利益を「まんなか」に据え、「誰ひとり取り残さない」という SDGs の理念を具現化するとともに、あらゆる危機を乗り越えて将来にわたって人々がいきいきと暮らせる「レジリエンス」のある社会を実現してまいります。

### 京都市はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、<sup>いつく</sup>慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、<sup>ほ</sup>褒め、時には<sup>しか</sup>叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを<sup>おびや</sup>脅かすものに対して、<sup>きぜん</sup>毅然とした態度で<sup>のぞ</sup>臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の<sup>きずな</sup>絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 一 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 一 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 一 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 一 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の<sup>きずな</sup>絆を大切にします。
- 一 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 一 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

## 1 ライフステージに応じた子ども・若者の成長

### (1) 子どもと母親への健康支援（母子保健対策）

妊娠、乳幼児期を中心に、思春期の子どもたちの健康支援も含めて、妊娠前から出産・育児期に至るライフステージに応じた各種の母子保健事業を展開しています。

#### ア 母子健康手帳の交付・妊婦相談事業

妊娠の届出をされた妊婦に母子健康手帳の交付とプレママバッジを配布しています。また、交付時に面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みの相談や情報提供を行っています。

#### イ 妊婦健康診査

妊娠に係る経済的な負担を軽減し、妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健康診査受診券を利用いただくことにより、厚生労働省が示す14回の標準的な妊婦健康診査費用について公費負担しています。なお、多胎妊娠をされている方については、追加で受診券を交付しています。

#### ウ こんにちはプレママ事業

初妊婦や継続的な支援が必要な妊婦等の家庭に、各区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所の職員が訪問し、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供等を行っています。

#### エ 産婦健康診査ホッとサポート事業

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査受診券を利用いただくことにより、最大2回の産婦健康診査費用について公費負担しています。また、産婦健康診査の際に産後うつ等が疑われる産婦を、医療機関等から各区役所・支所の子どもはぐくみ室及び京北出張所に速やかに繋ぎ、支援を行っています。

#### オ スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）

産後1年未満の母親が、安心して子育て出来るよう病院等での一時宿泊・通所を通じて、心身のケアや育児サポートを行っています。令和8年8月からは、助産師が利用者の自宅を訪問し、サービスを提供するアウトリーチ（訪問型）の産後ケア事業を開始する予定です。

## **カ 新生児聴覚検査費用助成事業**

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査受診券を利用いただくことにより、新生児聴覚検査（初回検査）にかかる費用の一部を助成しています。

## **キ 1か月児健康診査**

1か月児健康診査は、産科医療機関等退院後に初めて診察を受ける機会となることが多く、赤ちゃんの発育・発達を把握し、先天性の病気の有無の確認を行うなど、赤ちゃんの健康保持及び増進を図るうえで重要な機会です。1か月児健康診査の受診を促進するため、「1か月児健康診査費用の公費負担」を実施しています。

## **ク こんにちは赤ちゃん事業（新生児等訪問指導）**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、各区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所の職員が訪問し、育児に必要な保健指導を行っています。

## **ケ 乳幼児健診**

4か月及び8か月の乳児並びに1歳6か月、3歳7か月、及び5歳児の幼児に対し、各区役所・支所の子どもはぐくみ室及び京北出張所（京北出張所は、4か月及び8か月の乳児のみ）で健康診査、保健指導を行っています。

## **コ 京都版ブックスタート事業**

各区役所・支所の子どもはぐくみ室及び京北出張所で実施している、乳児（4か月児）健康診査において、絵本1冊と乳幼児保護者用読書ノートがセットになった「読み聞かせスタートパック」を贈呈しています。

## **サ 育児支援ヘルパー派遣事業**

妊娠中から出産後概ね1年未満の、産後の体調不良や育児不安を抱える保護者のいる家庭に、家事や育児の援助を行うためのヘルパーを派遣しています。

## **シ 京都市第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業**

母親が第三子以降又は多胎児の出産の前後で家事又は育児を行うことが困難な家庭に、家事等の援助を行うためのヘルパーを派遣しています。

## **ス 親子の健康づくり講座（プレママ・パパ教室、親子で楽しむ健康教室）**

妊婦とその家族を対象とした、先輩ママ・パパとの交流、育児・栄養・歯科保健に関する講話等や、就学までの乳幼児及びその保護者を対象とした、育児・栄養・歯科保健に関する講話等を、各区役所・支所の子どもはぐくみ室及び京北出張所等で実施しています。

## **セ 親子すこやか教室**

子どもの発達や子育てに不安や悩みを感じ、心理的負担のある保護者とその子どもに対して、グループワークや集団活動を通じて、保護者同士の悩みの共有や親子の交流を行える教室を、各区役所・支所子どもはぐくみ室で実施しています。

## **ソ 次世代はぐくみプロジェクト事業**

市内の小学校、中学校及び高等学校（特別支援学校含む）と連携し、在籍する生徒等が将来希望するライフデザインを実現できるよう、妊娠・出産・子育てやそれに向けた健康管理、不妊・不育、避妊等に関する医学的、科学的に正しい知識といった「性と妊娠に関する教育」を実施しています。

## **タ 不妊治療費助成事業**

不妊症・不育症にかかる治療費助成等の支援を実施しています。

## **チ SNS 等を活用した相談支援事業**

府市連携により、市民の方が相談したいタイミングで、妊娠（不妊を含む）・出産・子育て等に関する悩みを相談できる「きょうと妊娠から子育て SNS 相談」及び、予期せぬ妊娠等により悩みや不安を抱えている方などの相談に特化した「きょうと妊娠 SOS」を設け、SNS 等を活用した相談支援を実施しています。

## **ツ 未熟児養育医療給付**

病院に入院し、養育医療を受ける必要のある未熟児に対し、医療に関する費用を公費負担しています。

## **テ 自立支援医療（育成医療）**

身体に障害のある児童に対し、指定医療機関で医療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担しています。

## **ト 小児慢性特定疾病医療費助成制度**

特定の疾病にかかっている児童に対し、指定医療機関で医療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担しています。

## **ナ 子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」**

子どもの事故防止のための我が国初の専門施設として、平成16年8月に開設した施設です。

小児科医師等による保健医療相談を行うとともに、子どもの死亡原因の上位である「不慮の事故」を防止するため、家庭を再現したモデルルーム（セーフティハウス）の見学や「お子さんの心肺蘇生法講習会」、「わが子を事故から守るプレママ・パパ教室」など各種講習会の開催等を通じて、子どもの事故防止に関する正しい知識の普及・啓発、体系的な調査・研究に取り組んでいます。

## **ニ 先天性代謝異常等検査**

新生児に対して、生まれつきの病気を早期に発見し治療につなげるため、公費によるマススクリーニング検査を実施しています。

## **(2) 幼児教育・保育**

### **ア 保育施設・事業**

近年、保育ニーズが減少傾向にあることから、これまでの施設整備による定員増を中心とした確保方針から転換し、量の拡大の抑制、適正な定員の設定、施設の老朽化対策等といった「人口減少社会における教育・保育提供体制の確保への支援」を行うとともに、「多様な保育ニーズに対応する多面的な子育て支援」を実施しています。

また、子育てに係る負担が特に大きい多子世帯の方や、これから2人目のお子様を望まれている方の更なる経済的負担軽減のため、令和7年4月から「第2子以降の保育料無償化」を実施しています。

## 保育施設・事業所数と利用状況（令和8年4月1日現在）

| 施設・事業所数※ <sup>1</sup> |       |       | 利用定員                  | 利用児童数                 | 待機児童数 |
|-----------------------|-------|-------|-----------------------|-----------------------|-------|
| 市 営                   | 民 営   | 計     |                       |                       |       |
| 13か所※ <sup>2</sup>    | 405か所 | 418か所 | 28,957人※ <sup>3</sup> | 26,866人※ <sup>3</sup> | 0人    |

※<sup>1</sup> 保育所、認定こども園、小規模保育事業等を含む数。

※<sup>2</sup> 休所中の1か所（細野保育所）を除く。

※<sup>3</sup> 1号認定を除く。

### イ 私立幼稚園

私立幼稚園においては、各園の建学精神のもと特色ある幼稚園教育を展開するとともに、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた小学校との連携を進めています。こうした中、幼児教育・保育の無償化に伴う給付等の円滑な実施はもとより、各園の特色ある教育活動、預かり保育、障害のある幼児に対する教育の推進などへの助成を行っています。

また、私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）を希望する保護者の選択肢を保証するとともに、これから2人目のお子さんを望まれている方の更なる経済的負担軽減のため、令和8年4月から「私立幼稚園における第2子以降2歳児の保育料無償化」を実施しています。

- 令和8年8月1日現在：私立幼稚園数（幼稚園型認定こども園を含む。）  
89園（その他、市立15園、国立1園）

### ウ 病児・病後児保育事業

病氣中、病氣回復期にあつて、集団保育が困難な0歳～小学6年生までの児童を対象に、仕事等の都合で家庭での保育ができない方のために、医療機関に付設された施設で一時的な保育を行っています。

- 令和8年7月1日現在：10か所（病児・病後児併設施設9か所、病児施設1か所）

### エ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6箇月～満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず幼稚園や保育所等を利用できる事業を実施しています。

令和8年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、

全国の自治体で実施することとなっており、本市では、利用可能枠を独自に2時間上乗せしています。

○ 令和8年4月1日現在：こども誰でも通園制度実施施設数 103施設

### **(3) 子育て家庭や放課後等の居場所の充実**

#### **ア 児童館、学童クラブ事業**

##### **(7) 児童館**

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするもので、児童福祉法による児童厚生施設として129か所の児童館（令和8年4月1日現在）があります。

##### **(イ) 学童クラブ**

保護者の就労等のため昼間留守になる家庭の小学生の児童を保護育成する学童クラブ事業を昭和40年から実施しています。（令和8年4月1日現在160か所で実施）

#### **イ 「放課後まなび教室」の推進**

放課後における「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を提供するため、余裕教室や図書室等を活用し、地域・PTA や学校運営協議会、学生等の参画を得て、宿題や予習復習・読書等の自主学習等を行う「放課後まなび教室」事業を推進しており、平成 21 年度からは、全小学校区で全学年を対象に実施しています。また、平成 22 年度からは、放課後まなび教室と学童クラブ機能を有する事業との緊密な連携のもと運営する「放課後ほっと広場」を実施しています。

#### **ウ 京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）**

子育て中の親子（主に乳幼児を持つ親とその子）が気軽につどい、交流できる場を提供しています。

また、子育てアドバイザーが常駐し、子育てに関する相談に応じるほか、子育て講座などの事業も行っています。（市内 41 か所で実施）

#### **エ ファミリーサポート事業**

育児の援助を受けたい人（依頼会員（おねがいさん））と育児の援助をしたい人（提供会員（おまかせさん））とが会員となって地域で子育てを助け合う事業です。

## オ 京都市子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難となったときや、育児疲れのリフレッシュとして、児童を児童福祉施設等において一時的にお預かりする制度です。

## カ 京都版ミニ・ミュンヘン

府市協調のもと、子ども・若者が社会に関心を持つきっかけ・出番の創出、子どもの体験の機会の拡充、若者の子育てに対するイメージアップ等を図ることで、こどもまんなか社会の実現を目指すことを目的に、若者のサポートを受けながら、子どもだけで仮設のまちをつくり運営する「京都版ミニ・ミュンヘン」を実施します。

### (4) 安定的な生活や健やかな成長に資する継続的な取組

#### ア 児童手当制度

0歳から高校生年代までの児童を養育している方に手当を支給する制度です。

手当の額（児童1人当たり・月額）

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 0 ～ 3 歳未満 | 15,000円（第3子以降は、30,000円） |
| 3 歳～高校生年代 | 10,000円（第3子以降は、30,000円） |

#### イ 子ども医療費支給制度

中学3年生までの子どもが医療機関等を受診した場合に、健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた金額を支給しています。

一部負担金の額（月額）

|        | 入院        | 通院     |
|--------|-----------|--------|
| 0歳～小学生 | 1医療機関200円 |        |
| 中学生    | 1医療機関200円 | 1,500円 |

#### ウ 学童う歯対策事業

児童の健全な発育の増進を図るため、歯の成長に大切な時期である小学生のう歯（むし歯）の早期治療を目的に、市内に住所を有する児童のう歯治療に要する自己負担相当額を支給しています。

## **(5) 若者への支援（青少年活動の推進）**

### **ア 青少年活動センター**

13歳（中学生）から30歳までの青少年等に対して、活動場所の提供、指導者の養成、各種情報の提供、相談、交流促進事業などを実施する施設として、市内7か所（中央・北・東山・山科・下京・南・伏見）に設置し、公益財団法人京都市ユースサービス協会（昭和63年3月設立）を指定管理者として指定し、センターごとに特色ある事業を実施しています。

### **イ 青少年活動施設の運営**

青少年の健全な育成を図るため、京都市こども体育館や宝が池公園少年スポーツ広場を運営しています。

### **ウ 青少年育成団体の支援**

京都市スポーツ少年団、日本ボーイスカウト京都連盟、一般社団法人ガールスカウト京都府連盟、京都市保護司会連絡協議会などの青少年育成団体に対する助成・支援を通じて、青少年の健全な育成を図っています。

### **エ 子ども・若者総合支援事業**

平成22年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、同年10月に、働くことや、学校のことなど社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する30歳代までの子ども・若者及びその家族の相談に対応する窓口として、中央青少年活動センターに、「子ども・若者総合相談窓口」を設置し、困難を有する子ども・若者の社会参加や社会的自立に向けた支援を推進しています。

### **オ 京都市はたちを祝う記念式典**

多くの関係団体の御協力のもと、20歳に達した青年の門出を市民全体で祝い励ます「はたちを祝う記念式典」をはじめとして、成人の日をみんなで祝う取組を実施しています。

また、20歳での式典とは別に、18歳で成人を迎える方に対して、成人としての自覚や責任感を促すとともに積極的に社会参加につなげるための啓発を実施しています。

## **(6) 子育て支援総合センターこどもみらい館**

少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化など、子どもたちを取り

巻く環境が著しく変化する中、子育てに不安や悩みを持つ保護者の方々を支援し、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を整備する施策の一環として、平成11年12月に開館しました。

「研究・研修事業」「相談事業」「子育て支援事業」「こども元気ランド」「子育て図書館」の5つの機能を柱に、多彩な事業を展開し、家庭・地域の教育力の向上、保育士・幼稚園教諭の資質向上、乳幼児の子育て支援の推進、更には関係機関相互のネットワークの形成に大きな役割を果たしています。

開館以来、毎日多くの市民の方々に利用され、親しまれています。

## **2 特に支援を必要とする子ども・若者やその家庭への支援**

### **(1) 児童福祉センター**

子どもに関する様々な心配、不安などについての相談をお受けし、専門的な調査などを行い、助言、指導、判定、治療、訓練などの支援を、総合的かつ系統的に行う児童福祉の総合機関です。

なお、令和6年1月には、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの3施設を一体化した複合施設「C O C O・てらす」に移転し、各センターが一層の機能充実を図るとともに、相互に連携しながら、様々な課題を抱える方々への支援を推進しています。

#### **ア 児童相談所**

児童の福祉に関する相談のうち、主として養護（虐待）相談・非行相談・育成相談について、各種の調査を行い、必要な指導や援助、措置（児童福祉施設への入所決定等）を実施しています。

一時保護所では、必要に応じ児童の一時保護を行っています。

近年増加している児童虐待については、平日夜間・休日を含め24時間体制で相談や通告を受け付ける専用電話を設置しています。相談や通告があった場合、48時間以内の安全確認等、児童の早急な安全確保を最優先に調査を行い、関係機関と連携して、指導や援助を進めています。

また、保護者がいない又は保護者に監護させることが不相当と認められる子どもをできるだけ家庭に近い環境で養育するため、養育里親の募集から里親委託後の相談支援までを包括的に行う支援機関（フォスタリ

ング機関）としての取組を実施しています。

## **イ 発達相談所**

発達の遅れ、聞こえやことばに不安がある子ども及びその家族の相談を専門スタッフが受け付け、総合的に支援しています。また、子どもの発達について専門の診察や治療を行う診療所や、子どもに早期療育を実施し、支援する児童発達支援センターを運営しています。

※ その他、市内には、心身障害のある児童のための施設として、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後等デイサービス等の施設があります。

## **ウ 第二児童福祉センター**

第二児童福祉センターは、児童福祉センターと同じ相談機能（第二児童相談所、発達相談部門）及び診療所を備えた支所として、南区、伏見区にお住まいの児童に関するさまざまな相談をお受けする機関です。

## **エ 児童療育センター**

京都市南部地域にお住まいの方を中心に、こころやからだの発達、ことばの発達に支援が必要な就学前の子どもとその保護者を対象に、通園により早期療育・早期支援を行っています。

また、児童福祉センターの出張所として児童療育所があり、京北地域で発達に遅れや弱さのある児童を対象にした総合療育事業を行っています。

## **(2) 貧困家庭の子ども・青少年に対する支援**

平成 29 年 3 月に「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を策定、同実施計画に掲げる 133 の施策全てに着手し、取組を進めてきました。令和 2 年度からは、子ども・若者に係る総合計画である「京都市はぐくみプラン」（現行計画期間：令和 7 年度～令和 11 年度）の中に、同実施計画を一体として盛り込み、引き続き、取組を推進しています。

## **ア 生活保護受給者等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援**

家庭環境や学習面で高校進学に課題を抱える中学生等に対して学習会を開催し、高校進学を支援する事業として、様々な問題を抱える子ども

への学習支援とともに、ボランティアの学生との交流を通じて自己肯定感を高めていけるよう、他者との良好な関係の中で安心して過ごせる居場所づくり支援に取り組んでいます。

平成 22 年度の事業開始以降、年々実施箇所を拡大し、現在、市内 11 区・3 支所全ての管内における 18 か所で事業を実施しています。

## **イ 子どもの居場所づくり等支援事業**

子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくりの取組や子育て世帯への食品等配送の取組が、より多くの地域で継続的に行われていくよう、支援に取り組んでいます。居場所づくりに新たにに取り組む団体に対しては、「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」により初期費用の一部を助成しており、また「子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業」により、支援コーディネーターが運営に関する助言を行うとともに、支援を必要とする子どもや家庭を適切な機関につなぐ「気づきの窓口」となるよう支援を行っています。また、令和 5 年度からは、子どもの見守り活動に係る費用の一部を助成する「京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」を開始し、支援をより充実しています。

## **ウ 高校進学・修学支援金支給事業**

市内に居住していて、市民税が課税されていない世帯（市民税が免除されている世帯を含む。）の高校生等に対し、高等学校等での修学を支援することを目的に入学準備及び学用品購入などの費用を助成しています。

※ 入学支度金については、生活保護受給者も私立高校進学者のみ支給対象としています。

## **(3) 児童養護施設等や里親等への支援**

令和 7 年 3 月に策定した「京都市社会的養育推進計画（後期）」（令和 7 年度～11 年度）に基づき、子どもの権利保障、家庭養育優先の原則及びパーマネンシー保障の理念のもと、子どもの最善の利益を図るため、社会的養護が必要な子どもなどに、施設、各区・支所子どもはぐくみ室及び児童相談所等の専門性を活用した家庭における予防的支援又はそれぞれの養育環境に応じた適切な支援に取り組んでいます。

また、児童養護施設等及び里親等に措置委託された児童の自立を支援する

ため、これまでから本市独自で実施してきた大学等への進学に係る経済的支援などのほか、平成 29 年に実施した「児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査」の結果を踏まえ、措置委託解除後の自立に向けて、入所中から退所後までの切れ目ない支援を実施しています。

#### **ア 自立支援担当職員の配置**

児童養護施設等に、自立支援を担当する職員を配置し、入所中から措置委託解除後を見据えた支援計画を策定のうえ、措置委託解除後も定期的に電話連絡や家庭訪問等を行うことで状況を把握するとともに、計画に基づき自立生活を支援しています。

#### **イ 退所児童等進学支援事業**

退所後、家族や親族等からの経済的援助がない中、自立している大学 3～4 年生等に対して、学費の 50%（上限 36 万円／年）を支給しています。

#### **ウ 身元保証人確保対策事業**

退所者が就職時やアパート等の賃貸借契約時に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保しています。

#### **エ 社会的養護自立支援事業**

措置委託解除後も、民間賃貸住宅等における居住の場の提供や日常生活上の支援等を実施するほか、就職活動に係る経費の支援や、生活相談等支援事業として、入所中から、退所後の社会生活を送るうえで必要な一般的な知識を身に付けられるよう、講習会等を実施するとともに、退所後も安定した生活が送れるよう、生活上の困りごと等の相談への支援や孤立を防止するために交流事業を実施しています。

#### **オ 児童養護施設等退所者修学費支給事業**

退所後、家族や親族等からの経済的援助がない中、大学等に進学する者に対して、1 人当たり上限月額 20,000 円を支給しています。

#### **カ 里親等委託児童自立支援事業**

里親・ファミリーホームに委託されている児童等に対する継続的な相談体制を構築し、委託解除前後の自立に向けた支援を令和 5 年 7 月から開始しています。

#### (4) 障害児への支援

令和6年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」(令和6年度～令和11年度)に基づき、障害児通所施設等事業者の指定や軽度・中程度難聴児に対する補聴器購入費の助成など、障害のある児童の一人一人の特性、能力に応じた支援を行うために必要な内容を把握し、各関係機関と連携を行い、子どもたちが将来地域で暮らしていくことができるよう支援を行っています。

##### ア 特別児童扶養手当制度

精神又は身体に中程度以上の障害のある児童を、家庭において監護している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育している人に手当を支給する制度です。

受給資格者、配偶者及び扶養義務者の前年の所得によって、その年度(8月から翌年7月まで)の手当の支給が停止されます。

手当額/月額 (令和8年4月改定)

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 特別児童扶養手当 1級 | 対象児童1人につき 58,450円 |
| 特別児童扶養手当 2級 | 対象児童1人につき 38,930円 |

#### (5) ひとり親家庭等支援

「京都市はぐくみプラン<2025-2029>」等に基づき、児童扶養手当等をはじめとする経済的支援に加え、「京都市ひとり親家庭支援センター(ゆめあす)」を中心に、「子育て・生活支援」、「就労支援」及び「養育費確保等支援」等を実施するなど、ひとり親家庭等への各種支援に取り組んでいます。

##### ア 母子・父子自立支援員

児童委員等関係機関と連携し、ひとり親家庭の生活上の様々な問題について相談に応じ、自立に必要な指導を行うなど、ひとり親家庭の福祉の増進に努めています。

##### イ ひとり親家庭支援センター(愛称:ゆめあす)

ひとり親家庭を対象とした各種相談や就業支援講習会の開催、ひとり親家庭同士の交流や情報交換を行う事業の実施など、自立や就労に向け、ひとり親家庭を総合的に支援する拠点施設です。

## ウ ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭、寡婦又は離婚調停中など離婚前の困難を抱える母若しくは父が就職活動や疾病、冠婚葬祭等の理由で、一時的（未就学児又は小学生のいる家庭は定期的）に家事や育児に困った場合、家庭生活支援員の派遣等により、日常生活を支援しています。

## エ 母子家庭自立支援給付金事業及び父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座（一部の講座を除く）を受講・修了した場合に、受講にかかる費用の6割（条件によっては最大8.5割）を支給する自立支援教育訓練給付金事業及び看護師等の資格取得のため6月以上養成機関で修業する場合に、受講期間中（原則上限4年）、月額7万5百円又は月額10万円（いずれも修業の最終1年間は月額4万円加算。所得制限あり）を支給する高等職業訓練促進給付金等事業を実施しています。

## オ 児童扶養手当制度

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

受給資格者及びその扶養義務者等の前年の所得によって、その年度（11月から翌年10月まで）の手当額の全部又は一部が支給停止されます。

手当額/月額 （令和8年4月現在）

|                         |                                                         |
|-------------------------|---------------------------------------------------------|
| 子どもが1人の場合               | 全部支給：48,050円<br>一部支給：11,340円～48,040円<br>(所得に応じて決定されます。) |
| 子ども2人目以降の加算額<br>(1人につき) | 全部支給：11,350円<br>一部支給：5,680円～11,340円<br>(所得に応じて決定されます。)  |

## カ 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、扶養している児童等の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。

## キ ひとり親家庭等医療費支給制度

ひとり親家庭の児童とその母親又は父親及び父母のない児童等が、医療機関を受診した場合に、医療費の自己負担額を支給しています。

次の要件のいずれにも該当するひとり親家庭の児童及びその児童と生計を一にしている母又は父、父母のない児童及びその児童と生計を一にし、扶養している20歳未満の方等が制度の対象となります。

(ア) 市内に住所を有し、健康保険に加入していること。

(イ) 世帯の主たる生計維持者の所得が所得制限額内であること。

※ 平成25年8月から、父子家庭の父と児童を対象に拡大しました。

## ク 養育費確保等支援事業

本市のひとり親家庭の養育費確保等を支援するため、養育費の取決めに係る公正証書等の作成に要する費用の補助等を実施しています。

### (6) ヤングケアラーへの支援

令和3年7月に本市中学生・高校生等を対象に実施した、ヤングケアラーの実態調査の結果を踏まえ、社会的認知度の向上に向けた周知啓発を実施しました。

令和5年度から、周知啓発の更なる推進に加え、ヤングケアラー本人の負担軽減、対象世帯の課題やニーズの把握のため、ヤングケアラー世帯向けのヘルパー派遣事業のモデル実施を行いました。

令和7年度からヘルパー派遣事業を市内全域を対象に実施するとともに、ヤングケアラーの早期発見・把握、必要な支援につなげることを目的として、市内の学校に通学している小学生から高校生までを対象に、ヤングケアラーに関する実態調査を実施しています。

### (7) 桃陽病院

慢性疾患（小児ぜん息、肥満、糖尿病、不安神経症、心身症、アトピー性皮膚炎等）や発達障害（注意欠如多動症、自閉スペクトラム症等）を有する小学校児童及び中学校生徒に対し、入院治療及び療養の指導を行うとともに、20歳未満の者を対象に外来診療も行っています。また、入院患者に対して、隣接の市立桃陽総合支援学校において初等及び中等教育を併せて行っています。

### 3 子ども・若者とその家庭をみんなで支え・はぐくむ社会

#### (1) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の一層の推進

平成19年2月、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として「京都市民憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」を制定しました。本市では、この市民憲章の普及啓発と、憲章に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など、社会のあらゆる場において行動の輪を広げ、子どもを健やかに育む社会の実現を目指しています。

さらに、平成23年4月には「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行し、この条例に基づき、憲章の具体的な実践方策である「行動指針」を定め、市民の実践活動を促進するなど、憲章の理念に基づく実践の総合的な推進に取り組んでいます。

#### ア 京都市民ネットワーク

「子ども・若者の今と未来のために大人として何ができるか」を共に考え、行動する市民ネットワークとして平成29年6月に発足し、子どもの健全育成に関わる団体をはじめ幅広い分野から139の幹事団体と13の行政区実行委員会が参画しています（令和8年4月1日現在）。

「京都市民憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念のもと、子ども・若者を育むことで大人も共に成長し、まちも元気になる、京都に息づく「はぐくみ文化」を次代へ継承・発展させていくことを目指し、幹事団体と行政区実行委員会によるネットワークの強みを活かした活動に取り組んでいます。

#### イ 「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ」の取組

文化芸術・自然科学・スポーツ・ボランティアなど、京都市内の未就学児や小・中学生及びその保護者等を対象に、市民の皆さんが企画・実施される京都ならではの多様なジャンルの催しもの情報と本市の子育てに関する取組を掲載し、広報紙やホームページ、SNS にて発信しています。

#### ウ 子どもを共に育む「親支援」プログラムの実施

「京都市民憲章」の趣旨を踏まえ、子どもを育てる不安・悩み・

喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて子どもの発育・発達段階に応じて学べる「子どもを共に育む『親支援』プログラム～ほっこり子育てひろば～」を実施しています。保育園（所）、幼稚園、学校、保健福祉センター、民間子育てサークル、関係機関等での活用推進により「親の学び」を支援し、子育てにおける不安感や孤立感の軽減や仲間づくりにつなげています。

また、これから親になる世代が乳幼児とのふれあいを通して、親としての心構えや知識等を学ぶ「青少年のための親学習プログラム」の実践を進めています。

## **(2) 子育て支援コンシェルジュ機能**

各区役所・支所に、個々の家庭の状況やニーズに「気づき」、その家庭が必要とする支援策の利用に「つなぐ」、「子育て支援コンシェルジュ」としての役割を担う「子どもはぐくみ室」を設置し、子育ての総合相談窓口として、質の高いサービスを提供できるよう、マニュアル作成、研修の充実等によりコンシェルジュ機能を担う職員の育成を行っています。

また、子どもはぐくみ室に寄せられた相談内容や、施策の利用状況、地域における子どもたちへの取組をはじめとした情報を集約・分析し、地域とともに取り組むべき課題を明らかにし、家庭訪問による積極的な支援や、地域の関係機関との綿密な情報共有を行い、課題解決のためのネットワークづくりを進めていきます。